

## 投資情報

### 2014年3月1日より、改正「会社法」が施行

#### ～授権登録資本金制度を導入、但し、実務的な影響は現時点では不明～

2006年1月1日に「会社法」が改正され既に8年が経過しています。今般、全国人民代表大会常務委員会において2013年12月28日付で「会社法」が改正公布され、2014年3月1日より施行されます(以下“本改正”と表記)。本改正の12項目は主として最低登録資本金の撤廃及び授権登録資本金制度の導入の2点に集約されます(12項目の詳細は、表:改正条項一覧表を参照のこと)。

本改正では、登録資本金の実際の払込みや最低限度額については法律・行政法規及び国务院決定の別途規定に従う旨が定められる一方で、その他項目については、外商投資企業に対する現行制度と本改正の条項が整合しないまま並存している状態です。また、授権登録資本金制度の導入により従来の総投資額や投注差、出資検証などをどのように運用するのか等にも触れられていない為、今後の補足通達や各地方政府の実務運用を慎重に注視していく必要があります。

詳細は以下の通りです。

#### 1. 最低登録資本金の撤廃

現在、施行中の「会社法」では、最低登録資本金は一人有限公司(すなわち単独の出資者(中国語:股東))により設立された企業であれば10万人民元、複数の出資者による設立企業であれば3万人民元とされています。しかし、本改正により当該制限が撤廃されます。

但し、実務上は、現地法人を設立する際には、現行規定で要求される3万人民元以上や10万人民元以上よりも大幅に多額の初期投資が必要であり、当該規定はさほど影響を与えない状況です。

留意事項として、本改正では登録資本金の実際の払込みや最低限度額については、法律・行政法規及び国务院決定の別途規定に従う旨の定めがある為、外商投資性会社や外商投資株式会社などの企業形態の場合にはそれぞれ最低登録資本金3,000万米ドルや同3,000万人民元が維持されます。また外商投資リース会社や国際貨運代理会社など業種別規定により最低登録資本金が規定されている場合にも、引続き、それぞれ最低登録資本金に係る現行規定が適用されますので、注意が必要です。

## 2. 授権登録資本金制度の導入

本改正のもう一つの重要な変更点は、授権登録資本金制度の導入にあります。授権登録資本金制度とは、将来払込む予定の資本金総額、出資方式、出資期限等を定款に記載し、登記する制度です。しかし、従来の実収資本(実際の払込資金)に基づく登録資本金制度とは異なり、企業は実収資本の状況に変化があっても届出をする必要ありません。これに伴い、本改正項目には登録資本の実際の払込み、登録資本の最低限度額に対する取扱い(巻末表の項目番号3及び10を参照のこと)や、出資検証の提出義務や現物出資による出資制限の条文の削除が含まれるなど、多岐に亘ります。

留意事項として、本改正では授権登録資本金制度の導入後も、現行の総投資額と登録資本金間の資本充足比率の関係を維持するのか、その場合には登録資本金を授権登録資本金に読み替えるのか、或いは総投資額を抜本的に変更するのか等についても触れていません。

また総投資額から登録資本金を差し引いた投注差は、外商投資企業の海外からの資金調達限度額(外債登記枠)になっています。現行制度では、実際に払込まれた金額に応じて、外債登記が可能になりますので、授権登録資本金制度は投注差及び実際の外貨借入可能額にも影響を与えるものと考えられますが、現状において、どのように変化するのかは不明です。

更に、現時点では出資検証の提出義務や現物出資による出資制限の条文の削除などの本改正項目と現行の外商投資関連通達において、整合性が取れていない条項も見られます。従前から「会社法」に対して、外商投資関連規定をどの範囲まで優先適用させるべきかについては議論の余地があると共に、実務的にも「会社法」の運用には各地方政府で異なる見解が示されることもあり、本改正後の運用においても、引続き注意が必要です。

このように、授権登録資本金制度は外商投資企業の現行制度にも多岐に亘り影響を及ぼすものと考えられる為、2014年3月までに補充通達等による制度や規定の明確化が強く望まれます。

一方において、もし補充通達等が公布されたとしても、その解釈や運用に地域差が生じる可能性も十分に考えられます。従って、今後、通達等の公布状況と各地方政府の実務運用を慎重に注視することが求められるでしょう。

【表:改正条項一覧表】

項目 番号	本改正後の条項(下線は変更/追加箇所)	備考:改正点 (下線は削除箇所)
1	<p><b>第七条</b></p> <p>法に従い設立された会社には、会社に対し会社登記機関より営業許可証が発行される。会社の営業許可証の発行日を、会社の成立日とする。</p> <p>会社の営業許可証には、会社の名称、住所、登録資本金、経営範囲、法定代表者の氏名等の事項を記載しなければならない。</p> <p>会社の営業許可証に記載されている事項に変更が生じた場合には、会社は法に従い変更登記を行い、会社登記機関が営業許可証を交換発行するものとする。</p>	<p>第七条 第二項の「<u>払込資本金</u>」との文言を削除し、左記の通り修正:</p>
2	<p><b>第二十三条</b></p> <p>有限責任会社を設立する場合、以下の条件に合致しなければならない。</p> <p>(一) 株主が法定の人数に合致していること</p> <p><u>(二) 会社定款の規定に合致する、全株主が引受けた出資額を有すること</u></p> <p>(三) 株主が共同で会社定款を制定していること</p> <p>(四) 会社の名称を有し、有限責任会社の要求に符合する組織機構が設置されていること</p> <p>(五) 会社の住所を有すること</p>	<p>第二十三条 第二項を左記下線部の通り修正:</p>
3	<p><b>第二十六条</b></p> <p>有限責任会社の登録資本金は、<u>会社登記機関に登録された全株主が引受けた出資額とする。</u></p> <p><u>別途、法律、行政法規及び国务院決定による有限責任会社の登録資本金の実際の払込み、登録資本金の最低限度額に対する規定がある場合、その規定に従う。</u></p>	<p>第二十六条を左記下線部の通り修正:</p>
4	<p><b>第二十七条</b></p> <p>株主は、通貨をもって出資することができ、また、現物、知的財産権、土地使用権等の通貨によって評価することができかつ法によって譲渡できる非通貨財産を換価して出資することもできる。但し、法律、行政法規により出資としてはならないと規定されている財産についてはこの限りでない。</p> <p>出資とする非通貨財産は、評価・換価を行わなければならない、財産の実情に基づき、高く或いは低く評価・換価してはならない。法律、行政法規が評価・換価について規定している場合は、その規定に従う。</p>	<p>第二十七条 第三項の「<u>全株主の通貨出資金額は有限責任会社の登録資本の 30 パーセントを下回ってはならない。</u>」との文言を削除し、左記の通り修正:</p>

5	(削除)	第二十九条の「 <u>株主は、出資を払込んだ後、必ず法により設立された出資検査機構による出資検査を経て、かつ証明書の交付を受けなければならない。</u> 」との文言を削除：
6	<b>第二十九条</b> 株主が会社定款に規定する出資を引受けた後、全株主が指定する代表者又は共同で委託する代理人が、会社登記機関に会社登記申請書、会社定款等の文書を提出し、設立登記を申請する。	第三十条を第二十九条と改め、左記下線部の通り修正：
7	<b>第三十三条</b> 有限責任会社は、株主名簿を備え付け、以下に掲げる事項を記載しなければならない。 (一) 株主の氏名又は名称及び住所 (二) 株主の出資額 (三) 出資証明書の番号 株主名簿に記載された株主は、株主名簿によって株主権利の行使を主張することができる。 会社は、株主の氏名又は名称を会社登記機関に登録しなければならない。登記事項に変更が生じた場合は、変更登記手続を行わなければならない。登記又は変更登記を経ていない場合、第三者に対抗することができない。	第三十三条 第三項の「 <u>及びその出資額</u> 」との文言を削除し、左記の通り修正：
8	<b>第五十九条</b> 1人の自然人は、1社のみ一人有限責任会社に投資設立することができる。当該一人有限責任会社が新たに一人有限責任会社を投資設立することはできない。	第五十九条 第一項の「 <u>一人有限責任会社の登録資本金最低限度額は十万人民币元とする。株主は、会社定款に規定される出資額を一括で払込まなければならない。</u> 」との文言を削除し、左記の通り修正：

9	<p><b>第七十六条</b></p> <p>株式会社を設立する場合、以下の条件に合致しなければならない。</p> <p>(一) 発起人が法定の人数に符合していること</p> <p>(二) <u>会社定款の規定に合致する、全発起人が引受けた株式資本総額又は募集した実際払込み株式資本総額を有すること</u></p> <p>(三) 株式発行、設立準備事項が法律の規定に符合すること</p> <p>(四) 発起人が会社定款を制定しており、募集方式により設立する場合には創立総会の決議を経ていること</p> <p>(五) 会社の名称を有し、株式会社の要求に符合する組織機構が設置されていること</p> <p>(六) 会社の住所を有すること</p>	<p>第七十七条を第七十六条と改め、第二項を左記下線部の通り修正：</p>
10	<p><b>第八十条</b></p> <p><u>発起設立方式により株式会社を設立する場合、登録資本金は、会社登記機関に登録する全発起人が引受けた資本総額とする。発起人が引受けた株式を全額払込むまでは、第三者に対して株式を募集してはならない。</u></p> <p>募集方式により株式会社を設立する場合、登録資本金は、会社登記機関に登録する実際に払込まれた資本総額とする。</p> <p><u>別途、法律、行政法規及び国务院決定に株式会社の登録資本金の実際払込み、登録資本金の最低限度額に対する規定がある場合は、その規定に従う。</u></p>	<p>第八十一条を第八十条と改め、第一項を左記下線部の通り修正：</p> <p>第三項を左記下線部の通り修正：</p>
11	<p><b>第八十三条</b></p> <p><u>発起設立方式により株式会社を設立する場合、発起人は、会社定款に規定されるその引受け株式を書面にて全額引受け、かつ会社定款の規定に基づき出資金を払込まなければならない。非通貨財産をもって出資する場合は、法によりその財産権の移転手続きを行わなければならない。</u></p> <p>発起人が前項の規定に従い出資を払い込まない場合は、発起人協議に従い違約責任を負わなければならない。</p> <p><u>発起人が会社定款に規定される出資を全額引受けた後、董事会及び監事会を選出しなければならず、董事会が会社登記機関に会社定款及び法律、行政法規により規定されるその他の文書を提出し、設立登記を申請する。</u></p>	<p>第八十四条を第八十三条と改め、第一項を左記下線部の通り修正：</p> <p>第三項を左記下線部の通り修正：</p>

<p>12</p>	<p><b>第一百七十八条</b></p> <p>会社は、登録資本金を減少させる必要がある場合、必ず貸借対照表及び財産明細表を作成しなければならない。</p> <p>会社は、登録資本金減少の決議を行った日から10日以内に債権者に通知し、かつ30日以内に新聞上で公告を行わなければならない。通知書を受領した日から30日以内、通知書を受領していない場合は公告の日から45日以内は、債権者は、会社に債務の弁済又は相応の担保の提供を請求する権利を有する。</p>	<p>第一百七十八条 第三項の「<u>会社の減資後の登録資本金は、法定の最低限度額を下回ってはならない。</u>」との文言を削除し、左記の通り修正:。</p>
-----------	---	---

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,100 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつ或いは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited